短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護
利用契約書

ご利用者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　を甲とし

事　業　者　　医療法人　清風会　　を乙とし

下記のとおり短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護サービス」という）契約を締結します。

第１条（短期入所生活介護サービスの目的）

乙は、甲に対し、介護保険法令の趣旨に従って、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるような各種サービスを提供します。

第２条（事業者及び施設）

１　乙は、介護保険法令に基づき、岐阜県知事の指定を受けた指定短期入所生活介護事業者です。

２　施設の概要及び職員体制については、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第３条（契約期間と更新）

１　この契約の有効期間は、契約締結の日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。

２　契約期間満了日の７日前までに、甲から書面による更新拒絶の申し入れがない場合、この契約は自動更新され、以後も同様とします。

第４条（短期入所生活介護サービスの基本内容）

１　乙は、甲に対して、甲が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、また、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持をはかれるよう、乙の運営する第２条の施設において短期入所生活介護サービスを提供します。なお、サービスの内容については、別紙「重要事項説明書」記載のとおりです。

２　乙は、介護保険給付短期入所生活介護サービスとして、①食事、入浴、排泄等の介助、②機能訓練、③健康管理、④レクリエーション行事、⑤相談及び援助、⑥送迎を提供します。

３　乙は、介護保険給付外短期入所生活介護サービスとして、①食材の提供、②日常生活用品の提供、③施設外レクリエーション行事等の提供をするものとします。

第５条（他のサービス提供者との連携）

乙は、甲に対して短期入所生活介護サービスを提供するにあたり、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第６条（短期入所生活介護計画の作成・変更）

１　乙は、甲が４日以上の短期入所生活介護サービスを利用する場合には、甲の心身状況や希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。

２　短期入所生活介護計画には、短期入所生活介護の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。

３　短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、その内容にそって作成します。

４　乙は、短期入所生活介護計画作成後も当該計画の実施状況を把握し、また、甲の希望にも配慮して必要に応じて当該短期入所生活介護計画の変更を行います。また、居宅サービス計画（ケアプラン）に変更があったときも同様です。

５　甲は、乙に対し、いつでも短期入所生活介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、乙は、明らかに変更の必要がないときまたは変更が第１条の趣旨に反する場合を除き、甲の希望にそうように計画を変更します。

６　乙は、短期入所生活介護計画を作成または変更したときには、甲または甲の家族に対しその内容を説明し、甲の同意を得ます。

第７条（居宅サービス計画変更の援助）

乙は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合で、甲が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望するときは、居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

第８条（サービスの利用の中止・変更・追加）

１　甲は、利用期日前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、甲はサービス実施日の２日前までに乙に申し出るものとします。

２　甲が利用期日または利用期日前日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を乙に支払うものとします。

３　乙は、甲からのサービスの利用の変更・追加の申出に対して、乙の施設が満員であることまたは送迎の都合上サービスの提供ができない場合、他の利用可能日を甲に提示して協議するものとします。

第９条（健康管理）

乙は、常に甲の健康状態に留意するとともに、適宜看護職員による健康相談を実施します。

第１０条（相談及び援助）

乙は、常に甲の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、甲及びその家族に対して心配事や悩みについての相談及び援助に努めます。

第１１条（短期入所生活介護サービスの提供記録）

１　乙は、甲に対して短期入所生活介護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。

２　乙は、甲に対する短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から５年間保存します。

３　甲は、乙に対し、いつでも第１項に規定する書面その他乙が作成した甲の短期入所生活介護サービスの提供に関する記録の閲覧及び謄写を求めることができます。ただし、謄写に際して、乙は、甲に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第１２条（利用料等）

１　甲は、乙に対して、乙から提供を受ける各種介護保険給付サービスならびに各種介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおりの利用料等を支払います。

２　乙は、甲が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村から支給を受ける額の限度において、甲に代わって市町村から支払いを受けます（以下「法定代理受領サービス」といいます)。

３　甲が短期入所生活介護サービスの利用をキャンセルするときは、乙は、甲に対し、別紙「重要事項説明書」記載のキャンセル料を請求できるものとします。

４　甲は、乙に対し、当日の利用料等を現金で支払います。当月の利用料等は居宅サービス計画にそったものとします。

５　乙は、甲に対し、利用月ごとに、当月の利用料等の請求書を交付します。請求書には、甲が利用した各種サービスにつき、種類毎に利用回数、利用単位の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無等を明示します。

６　乙は、利用月の翌月に、甲に対して領収書を発行します。領収書には、乙が提供する各種サービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を明示します。

第１３条（保険給付請求のための証明書の交付）

１　乙は、法定代理受領サービスに該当しない介護保険給付短期入所生活介護サービスを提供した場合において、甲から利用料の支払を受けたときは、甲に対して、サービス提供証明書を交付します。

２　サービス提供証明書には、提供した短期入所生活介護サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第１４条（利用料の滞納）

甲が乙に支払うべき利用料等を正当な理由なく３ヶ月以上滞納した場合において、乙が甲に対して相当期間の期限を付して滞納額を支払うように催告した

にもかかわらず、全額の支払がないとき、乙は全額の支払があるまで甲の利用をお断りすることがあります。

第１５条（利用料の変更）

１　介護保険給付サービスにかかる利用料について、介護給付費体系の変更があった場合、乙は当該サービス料を変更することができるものとします。

２　介護保険給付外サービスにかかる利用料については、経済状況の著しい変動その他やむを得ない事由がある場合、乙は、甲に対して、変更を行う日の２ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料を相当な額に変更することができます。

３　甲は、前項の変更に同意することができない場合には、この契約を解約することができます。

第１６条（秘密保持）

１　乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する介護サービスの提供にあたって知り得た甲またはその家族の秘密を漏らしません。

２　乙は、乙の従業員が退職後在職中業務上知り得た甲またはその家族の秘密を正当な理由なく漏らすことがないように必要な措置を講じます。

３　甲は、乙がサービス担当者会議等において甲の個人情報を用いることに同意します。乙は、甲の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。乙は、甲及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも、第三者への漏洩を防止するものとします。

第１７条（損害賠償）

１　乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって、事故が発生し、自己の責に帰すべき事由により甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、甲に対して損害を賠償します。ただし、甲または甲の家族に重大な過失がある場合には、損害賠償の額を減ずることができます。

２　甲の故意または重過失により、乙の施設または備品の利用につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は甲が負担します。

第１８条（損害賠償がなされない場合）

乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、次の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れます。

①　甲が、契約締結時にその心身の状態及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

②　乙が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

③　契約者の急激な体調の変化等、乙の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。

④　甲が、乙もしくは乙の従業者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

第１９条（契約の終了）

次の各号の一に該当するときは、この契約は終了します。

①　要介護認定更新において、甲が自立と認定された場合。

②　甲が死亡した場合。

③　第２０条に基づき甲が契約解除を申し出た場合。

④　第２１条第１項に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合。

⑤　第２１条第２項に基づき契約の解除を通告した場合。

第２０条（甲の契約解除）

甲は、乙に対し、いつでもこの契約を解除することができます。ただし契約解除に生じた不測の損害を賠償しなければなりません。

第２１条（乙の契約解除）

１　乙は、次の各号に該当する場合においては、この契約を解除できます。ただし、乙は７日間の予告期間をおくものとします。

①　第１４条の利用停止にもかかわらず、滞納額全額の支払いがない場合。

②　甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

③　甲が、契約期間中に、入院等により６ヶ月以上の間連続して短期入所生活介護サービスを利用できないことが明らかとなった場合。ただし、甲が、退院等により再び短期入所生活介護サービスを利用できることとなった場合は、乙は、甲が優先的に短期入所生活介護サービスを利用できるよう努めるものとします。

２　乙は、次の各号に該当する場合において、事態の回復が見込めないときは、即時にこの契約を解除できます。

①　伝染病疾患により他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ治療が必要である場合。

②　甲の行動が他の利用者、乙又は乙の従業者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

③　故意に法令違反その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

第２２条（身体拘束の禁止）

原則として、利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

第２３条（苦情処理）

１　甲またはその家族は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立窓口等に苦情を申し立てることができます。

２　甲は、介護保険法令にしたがい、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

３　乙は、甲またはその家族が第１項または第２項の苦情申立を行った場合に、これを理由として甲に対し、何ら差別待遇もいたしません。

４　甲またはその家族が苦情申立があった場合は、乙は適切に対処し、サービスの向上および改善に努めます。

第２４条（緊急時の対応）

乙は、短期入所生活介護サービスの提供中に甲の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、主治医への連絡を行う等必要な措置を講じるものとします。

第２５条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、法人の所在地を管轄する裁判所をもって、第一審裁判所とすることを、甲と乙とはあらかじめ合意します。

第２６条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、第１条記載の目的のため、当事者が協議して定めるものとします。

以上の契約の証として本契約書を２通作成し、甲及び乙は署名または記名押印の上、各自１通ずつ所持します。

令和　　年　　月　　日

（ご利用者：甲）私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容に同意しました。
　私は、この契約書の定めるところに従い、貴施設における短期入所生活介護サービスの利用を申し込みます。

住　　所	
氏　　名	㊞
電 話 番 号	

（署名代行者）私は、下記の理由により利用者に代わり、上記署名を行いました。
　私は、利用者本人の契約意思を確認しました。

住　　所	
氏　　名	㊞
電 話 番 号	
署名代行理由	

（事業者：乙）当事業者は、指定短期入所生活介護事業者として甲の申込を受諾し、この契約書に定める短期入所生活介護サービスを誠実に責任をもって行います。

所　在　地	美濃加茂市太田町２６番地５
名　　称	医療法人　清風会　さくらの郷
代　表　者	理事長　林　宏史　　㊞
電 話 番 号	０５７４－２３－０８００

個 人 情 報 使 用 同 意 書

私及びその家族の個人情報については、さくらの郷に対し、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

１．使用する目的

① 利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当会議に必要な場合。
② 介護支援専門員と事業所との連絡調整等において必要となる場合。
③ 事業所の機関紙、新聞への掲載、ウェブサイトを作成する場合。
④ 保険者からの照会に対し情報提供等を行う場合。
⑤ 損害賠償保険にかかる保険会社への情報提供が必要となる場合。

２．使用する条件

① 個人情報の提供は必要最小限度とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

以上

令和　　年　　月　　日

利 用 者 氏 名	㊞
署名代行者氏名	㊞

また、広報誌への掲載や、新聞、インターネットのホームページ等の作成に際して、利用者本人の画像、動画等の掲載については下記の通り希望致します。

画像、動画の使用	了承する　・　拒否する
署 名 者 氏 名	㊞

短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護
利用契約書

ご利用者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　を甲とし

事　業　者　　医療法人　清風会　　を乙とし

下記のとおり短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護サービス」という）契約を締結します。

第１条（短期入所生活介護サービスの目的）

乙は、甲に対し、介護保険法令の趣旨に従って、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるような各種サービスを提供します。

第２条（事業者及び施設）

１　乙は、介護保険法令に基づき、岐阜県知事の指定を受けた指定短期入所生活介護事業者です。

２　施設の概要及び職員体制については、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第３条（契約期間と更新）

１　この契約の有効期間は、契約締結の日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。

２　契約期間満了日の７日前までに、甲から書面による更新拒絶の申し入れがない場合、この契約は自動更新され、以後も同様とします。

第４条（短期入所生活介護サービスの基本内容）

１　乙は、甲に対して、甲が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、また、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持をはかれるよう、乙の運営する第２条の施設において短期入所生活介護サービスを提供します。なお、サービスの内容については、別紙「重要事項説明書」記載のとおりです。

２　乙は、介護保険給付短期入所生活介護サービスとして、①食事、入浴、排泄等の介助、②機能訓練、③健康管理、④レクリエーション行事、⑤相談及び援助、⑥送迎を提供します。

３　乙は、介護保険給付外短期入所生活介護サービスとして、①食材の提供、②日常生活用品の提供、③施設外レクリエーション行事等の提供をするものとします。

第５条（他のサービス提供者との連携）

乙は、甲に対して短期入所生活介護サービスを提供するにあたり、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第６条（短期入所生活介護計画の作成・変更）

１　乙は、甲が４日以上の短期入所生活介護サービスを利用する場合には、甲の心身状況や希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。

２　短期入所生活介護計画には、短期入所生活介護の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。

３　短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、その内容にそって作成します。

４　乙は、短期入所生活介護計画作成後も当該計画の実施状況を把握し、また、甲の希望にも配慮して必要に応じて当該短期入所生活介護計画の変更を行います。また、居宅サービス計画（ケアプラン）に変更があったときも同様です。

５　甲は、乙に対し、いつでも短期入所生活介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、乙は、明らかに変更の必要がないときまたは変更が第１条の趣旨に反する場合を除き、甲の希望にそうように計画を変更します。

６　乙は、短期入所生活介護計画を作成または変更したときには、甲または甲の家族に対しその内容を説明し、甲の同意を得ます。

第７条（居宅サービス計画変更の援助）

乙は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合で、甲が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望するときは、居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

第８条（サービスの利用の中止・変更・追加）

１　甲は、利用期日前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、甲はサービス実施日の２日前までに乙に申し出るものとします。

２　甲が利用期日または利用期日前日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を乙に支払うものとします。

３　乙は、甲からのサービスの利用の変更・追加の申出に対して、乙の施設が満員であることまたは送迎の都合上サービスの提供ができない場合、他の利用可能日を甲に提示して協議するものとします。

第９条（健康管理）

乙は、常に甲の健康状態に留意するとともに、適宜看護職員による健康相談を実施します。

第１０条（相談及び援助）

乙は、常に甲の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、甲及びその家族に対して心配事や悩みについての相談及び援助に努めます。

第１１条（短期入所生活介護サービスの提供記録）

１　乙は、甲に対して短期入所生活介護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。

２　乙は、甲に対する短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から５年間保存します。

３　甲は、乙に対し、いつでも第１項に規定する書面その他乙が作成した甲の短期入所生活介護サービスの提供に関する記録の閲覧及び謄写を求めることができます。ただし、謄写に際して、乙は、甲に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第１２条（利用料等）

１　甲は、乙に対して、乙から提供を受ける各種介護保険給付サービスならびに各種介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおりの利用料等を支払います。

２　乙は、甲が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村から支給を受ける額の限度において、甲に代わって市町村から支払いを受けます（以下「法定代理受領サービス」といいます)。

３　甲が短期入所生活介護サービスの利用をキャンセルするときは、乙は、甲に対し、別紙「重要事項説明書」記載のキャンセル料を請求できるものとします。

４　甲は、乙に対し、当日の利用料等を現金で支払います。当月の利用料等は居宅サービス計画にそったものとします。

５　乙は、甲に対し、利用月ごとに、当月の利用料等の請求書を交付します。請求書には、甲が利用した各種サービスにつき、種類毎に利用回数、利用単位の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無等を明示します。

６　乙は、利用月の翌月に、甲に対して領収書を発行します。領収書には、乙が提供する各種サービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を明示します。

第１３条（保険給付請求のための証明書の交付）

１　乙は、法定代理受領サービスに該当しない介護保険給付短期入所生活介護サービスを提供した場合において、甲から利用料の支払を受けたときは、甲に対して、サービス提供証明書を交付します。

２　サービス提供証明書には、提供した短期入所生活介護サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第１４条（利用料の滞納）

甲が乙に支払うべき利用料等を正当な理由なく３ヶ月以上滞納した場合において、乙が甲に対して相当期間の期限を付して滞納額を支払うように催告した

にもかかわらず、全額の支払がないとき、乙は全額の支払があるまで甲の利用をお断りすることがあります。

第１５条（利用料の変更）

１　介護保険給付サービスにかかる利用料について、介護給付費体系の変更があった場合、乙は当該サービス料を変更することができるものとします。

２　介護保険給付外サービスにかかる利用料については、経済状況の著しい変動その他やむを得ない事由がある場合、乙は、甲に対して、変更を行う日の２ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料を相当な額に変更することができます。

３　甲は、前項の変更に同意することができない場合には、この契約を解約することができます。

第１６条（秘密保持）

１　乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する介護サービスの提供にあたって知り得た甲またはその家族の秘密を漏らしません。

２　乙は、乙の従業員が退職後在職中業務上知り得た甲またはその家族の秘密を正当な理由なく漏らすことがないように必要な措置を講じます。

３　甲は、乙がサービス担当者会議等において甲の個人情報を用いることに同意します。乙は、甲の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。乙は、甲及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも、第三者への漏洩を防止するものとします。

第１７条（損害賠償）

１　乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって、事故が発生し、自己の責に帰すべき事由により甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、甲に対して損害を賠償します。ただし、甲または甲の家族に重大な過失がある場合には、損害賠償の額を減ずることができます。

２　甲の故意または重過失により、乙の施設または備品の利用につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は甲が負担します。

第１８条（損害賠償がなされない場合）

乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、次の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れます。

①　甲が、契約締結時にその心身の状態及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

②　乙が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

③　契約者の急激な体調の変化等、乙の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。

④　甲が、乙もしくは乙の従業者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

第１９条（契約の終了）

次の各号の一に該当するときは、この契約は終了します。

①　要介護認定更新において、甲が自立と認定された場合。

②　甲が死亡した場合。

③　第２０条に基づき甲が契約解除を申し出た場合。

④　第２１条第１項に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合。

⑤　第２１条第２項に基づき契約の解除を通告した場合。

第２０条（甲の契約解除）

甲は、乙に対し、いつでもこの契約を解除することができます。ただし契約解除に生じた不測の損害を賠償しなければなりません。

第２１条（乙の契約解除）

１　乙は、次の各号に該当する場合においては、この契約を解除できます。ただし、乙は７日間の予告期間をおくものとします。

①　第１４条の利用停止にもかかわらず、滞納額全額の支払いがない場合。

②　甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

③　甲が、契約期間中に、入院等により６ヶ月以上の間連続して短期入所生活介護サービスを利用できないことが明らかとなった場合。ただし、甲が、退院等により再び短期入所生活介護サービスを利用できることとなった場合は、乙は、甲が優先的に短期入所生活介護サービスを利用できるよう努めるものとします。

２　乙は、次の各号に該当する場合において、事態の回復が見込めないときは、即時にこの契約を解除できます。

①　伝染病疾患により他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ治療が必要である場合。

②　甲の行動が他の利用者、乙又は乙の従業者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

③　故意に法令違反その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

第２２条（身体拘束の禁止）

原則として、利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

第２３条（苦情処理）

１　甲またはその家族は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立窓口等に苦情を申し立てることができます。

２　甲は、介護保険法令にしたがい、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

３　乙は、甲またはその家族が第１項または第２項の苦情申立を行った場合に、これを理由として甲に対し、何ら差別待遇もいたしません。

４　甲またはその家族が苦情申立があった場合は、乙は適切に対処し、サービスの向上および改善に努めます。

第２４条（緊急時の対応）

乙は、短期入所生活介護サービスの提供中に甲の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、主治医への連絡を行う等必要な措置を講じるものとします。

第２５条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、法人の所在地を管轄する裁判所をもって、第一審裁判所とすることを、甲と乙とはあらかじめ合意します。

第２６条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、第１条記載の目的のため、当事者が協議して定めるものとします。

以上の契約の証として本契約書を２通作成し、甲及び乙は署名または記名押印の上、各自１通ずつ所持します。

令和　　年　　月　　日

（ご利用者：甲）私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容に同意しました。
　私は、この契約書の定めるところに従い、貴施設における短期入所生活介護サービスの利用を申し込みます。

住　　所	
氏　　名	㊞
電 話 番 号	

（署名代行者）私は、下記の理由により利用者に代わり、上記署名を行いました。
　私は、利用者本人の契約意思を確認しました。

住　　所	
氏　　名	㊞
電 話 番 号	
署名代行理由	

（事業者：乙）当事業者は、指定短期入所生活介護事業者として甲の申込を受諾し、この契約書に定める短期入所生活介護サービスを誠実に責任をもって行います。

所　在　地	美濃加茂市太田町２６番地５
名　　称	医療法人　清風会　さくらの郷
代　表　者	理事長　林　宏史　　㊞
電 話 番 号	０５７４－２３－０８００

個 人 情 報 使 用 同 意 書

私及びその家族の個人情報については、さくらの郷に対し、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

１．使用する目的

① 利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当会議に必要な場合。
② 介護支援専門員と事業所との連絡調整等において必要となる場合。
③ 事業所の機関紙、新聞への掲載、ウェブサイトを作成する場合。
④ 保険者からの照会に対し情報提供等を行う場合。
⑤ 損害賠償保険にかかる保険会社への情報提供が必要となる場合。

２．使用する条件

① 個人情報の提供は必要最小限度とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

以上

令和　　年　　月　　日

利 用 者 氏 名	㊞
署名代行者氏名	㊞

また、広報誌への掲載や、新聞、インターネットのホームページ等の作成に際して、利用者本人の画像、動画等の掲載については下記の通り希望致します。

画像、動画の使用	了承する　・　拒否する
署 名 者 氏 名	㊞